

伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 11 号

伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和 48 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「第 2 号対象者」の次に「及び第 3 号対象者」を加え、同項第 3 号を削る。

第 2 条 伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 第 2 号対象者 第 1 号対象者以外の子どもの保護者又は当該子ども

第 3 条第 2 項第 3 号を削る。

第 4 条第 1 項第 2 号中「及び第 3 号対象者」を削る。

第 5 条第 2 項中「第 1 号対象者及び第 2 号対象者」を「助成対象者」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 1 号対象者又は第 2 号対象者」を「助成対象者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 第 2 条の規定による改正後の伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例第 5 条第 2 項の規定による受給資格証の交付に関し必要な手続その他の行為は、附則第 1 項ただし書に規定する施行の日前においても行うことができる。